

令和6年度
特別養護老人ホーム等開設希望者
募集要項

令和5年7月

姫路市健康福祉局
長寿社会支援部高齢者支援課

特別養護老人ホーム等開設希望者募集要項

1 整備概要

(1) 事業所の概要及び整備方針

特別養護老人ホームは、その入所者に対し、24時間体制で密度の高い介護サービスを提供することができる施設です。しかし、そのような性質ゆえに、サービスに係る給付費も大きく、限られた介護保険の財源の有効活用のためには、過大な整備は慎まなければなりません。また、そのような経済的側面だけでなく、本人より家族が施設入所を志向するケースが多いことから、過大な整備は在宅重視や利用者本位といった介護保険制度の理念を疎かにするおそれもあります。

このため、真に入所等を必要とする、すなわち24時間体制で密度の高い介護サービスを必要とするような要介護者数に留意しながら、計画的に整備を進める必要があります。

本市では、姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備する法人を決定し、計画的に整備していく方針です。

(2) 募集数

【地域密着型特別養護老人ホーム創設】 : 1施設(29床)

(必須)

〔ア〕 地域密着型特別養護老人ホーム(個室ユニット型) : 29床

〔イ〕 ショートステイ(個室ユニット型) : 10床以上29床以下(特養併設)

(併設可)

〔ウ〕 認知症高齢者グループホーム

〔エ〕 看護小規模多機能型居宅介護事業所

〔オ〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

〔カ〕 施設内保育施設

〔キ〕 夜間対応型訪問介護

〔ク〕 居宅介護サービス事業所 : 通所介護・訪問介護等

※〔カ〕については、認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと。

※〔キ〕〔ク〕については、補助金の対象外

※ 既存施設のサテライト施設としての整備も可とするが、本体施設は姫路市内に限る。

※ 1ユニットの定員は原則として概ね10人以下とし、15人を超えないものとする。

なお、「ユニット型個室的多床室」は不可とする。

※ 原則新築とするが、面積基準や設備基準を満たす場合は既存建物を活用した整備も可とする。

※ 通所系の事業所を併設する際は、本体施設等と入口など利用者の動線を分けること。

(3) 募集における留意点

(ア) 認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随

時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、別途それぞれの開設申出書を提出してください。

(イ) 認知症高齢者グループホーム又は看護小規模多機能型居宅介護事業所のどちらか一方を併設する場合は採点時に加点し、両方を併設する場合は、さらに加点します。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、別途加点します。

(ウ) 本市は「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」を実施するので、設置者においても利用者負担額に係る軽減制度を実施すること。

(4) 募集対象地域

市内の8日常生活圏域を整備対象圏域とするが、認定者数の割合に対する特別養護老人ホーム等の整備数に応じて配点に高低を付ける。

第1グループ（配点 高） 北部（水上、増位、城北、砥堀の各校区）・
中部第一（城西、白鷺、野里、城乾、東の各校区）

第2グループ（配点 やや低） 北部（広峰、船津、山田、豊富の各校区）・
中部第一（船場、城東の各校区）・
香寺 ・ 広畑 ・ 中部第二

第3グループ（配点 低） 網干 灘

※ 安富・夢前・西部・東部・家島の5日常生活圏域での募集は行わない。

※ 認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、下記募集対象圏域及び校区であることを要する。

・ 認知症高齢者グループホーム 併設対象圏域（校区）

配点	募集圏域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高)	家島	家島・坊勢
	中部第一	城西・白鷺・野里・城乾・東
第2グループ (配点 中)	香寺	香呂南・中寺
	東部	谷内・谷外・別所
	広畑	八幡・大津
第3グループ (配点 低)	西部	曾左・峰相・伊勢・太市
	北部	増位・広峰・砥堀・山田
	飾磨	飾磨
	中部第二	安室・安室東
	夢前	古知・苅野・上菅・菅生
	網干	大津茂
	灘	的形・大塩

・看護小規模多機能型居宅介護事業所 併設対象圏域（校区）

配点	募集圏域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高)	家島	家島・坊勢
	広畑	八幡・広畑・広畑第二・大津・南大津
	香寺	香呂・香呂南・中寺
	東部	谷内・谷外・花田・御国野・四郷・別所
	灘	八木・糸引・白浜・的形・大塩
	安富	安富北・安富南
第2グループ (配点 低)	夢前	古知・前之庄・苜野・上菅・菅生
	北部	水上・増位・広峰・城北・船津・山田・豊富
	中部第一	城西・白鷺・船場・野里・城乾・城東
	中部第二	安室・安室東・高岡・高岡西・城陽・荒川
	飾磨	英賀保・妻鹿・高浜・飾磨
	網干	勝原・旭陽・余部・網干・網干西
	西部	峰相・林田・伊勢・白鳥・青山・太市

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 併設対象圏域（校区）

募集圏域	募集対象小学校区
中部第一	白鷺・野里・城東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東部	花田・四郷・御国野・谷外・谷内
北部	城北・広峰・水上・増位・豊富・山田・船津
西部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網干	網干西・旭陽・余部・大津茂
広畑	広畑・広畑第二・八幡・南大津
飾磨	飾磨・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・大塩
家島	家島・坊勢
夢前	置塩・古知・前之庄・上菅・菅生
香寺	香呂・中寺・香呂南
安富	安富南・安富北

2 応募要件・資格等

(1) 事業所の形態

(ア) 敷地は原則自己所有とします。例外として、借地による整備をする場合においては、法人役員（理事長、理事、評議員）及び親族（社会福祉法施行規則に規定する法人役員の要件にかかる「親族等特殊関係者」に準ずる）からの借地は不可とし、適正価格によ

る購入か寄附を条件とします。

- (イ) 併施設は別途審査するため、そのみ不採択となる場合があります。また既に整備されている小学校区は設置不可とします。
- (ウ) 特別養護老人ホームとショートステイ部分は明確に区分し、居室の配置は混在させないこととします。
- (エ) 図面変更は原則認めませんが、併施設がある場合で、そのみ不採択になった場合は、その部分についての図面変更を認める場合があります。
- (オ) 介護保険法および関連する省令、市の条例等（募集要項最終ページ参照）に定められた基準を満たす事業計画としてください。
- (カ) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画としてください。

(2) 事業開始時期

令和8年4月1日まで（2か年計画も可）に介護保険法に基づく事業者指定を受けて開設するものとしますが、前倒しでの整備に努めてください。

指定日は原則として毎月1日になります。月の途中を開設日とすることはできません。

(3) 開設申出者（法人）の資格

- (ア) 社会福祉法人または社会福祉法人設立予定者であること。
- (イ) 法人及び代表者が姫路市税を滞納していないこと。
- (ウ) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 注意事項

(ア) 資金計画について

- ・ 整備資金に係る自己資金（寄附金含む）は、整備事業費（用地取得費、用地造成費は除く）から姫路市補助金を差し引いた額の2割以上を現に有し、かつ整備資金として使用すること。（整備完了まで保持し続けること）

（具体例）

整備事業費（6億4,000万円）の内訳として、

用地取得費（8,000万円）、用地造成費（2,000万円）、建設工事費（4億7,000万円）、備品購入費および開設準備経費（4,000万円）、設計監理費（3,000万円）

があり、姫路市補助金（1億6,000万円）がある場合

→整備事業費（6億4,000千円）－用地取得費（8,000万円）－用地造成費（2,000万円）

－姫路市補助金（1億6,000万円）＝3億8,000万円

→3億8,000万円の2割＝7,600万円・・・①

※「自己資金（寄附金含む）がこの7,600万円以上であることが必要。」

- ・ 開設後3年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の12分の2を自己資金（寄附金含む）で確保すること（12分の3以上確保していることが望ましい）。

(具体例)

開設後3年度目の年間事業費支出額が1億4,400万円の場合

→1億4,400万円の2/12=2,400万円・・・②

※1億4,400万円の3/12=3,600万円以上確保していることが望ましい。

よって、①7,600万円+②2,400万円=1億円を現に有していること。

・ 備品購入費および開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(イ) 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供にかかる利用料等については、消費税の増税や費用基準額等の変更(基準費用額を超えない場合に限る。)などを除き、原則として開設日から5年間は変更を認めません。

また施設長については、休職、退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は施設長としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(ウ) 過去を含め、整備事業者として姫路市が採択した後に辞退した者は、原則、辞退した日が属する年度及びその後3年度の応募を認めません。

(例) 令和6年7月1日に辞退した場合、辞退した日が属する年度(R6.7.1~R7.3.31)及びその後3年度(R7.4.1~R10.3.31)の応募を認めない。

(エ) 土地・建物等に関しては、必要に応じて関係官署等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認してください。確認した内容は開設申出書と一緒に提出してください。計画道路予定地であり将来的な移転が必要になる場合など、施設の長期的な運営に支障がある場合は、不採択の理由となることがあります。

※ 開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続きについては、開設申出書の提出時点では不要です。

※ 関係法令に係る手続きは過去の経験から安易に判断せず、図面を用いて説明する等関係機関と十分に協議を行ってください。また、提出された計画内容につき、関係機関等に照会を行う場合があります。

(オ) 防災・減災対策に配慮してください(ハザードマップ等参照)。河川氾濫時の浸水被害の危険性が著しく高いなど大きく支障がある区域は、不採択の理由となることがあります。

なお、建設予定地が災害レッドゾーンに含まれる場合は応募できませんのでご注意ください。同様に、建設予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は応募に下記の条件がありますのでご注意ください。

a) 土砂災害警戒区域又は1メートル以上の浸水想定区域等である場合

→I、II、IIIの全てを満たす必要がある。

b) 1メートル未満の浸水想定区域等である場合

→II、IIIの2つを満たす必要がある。

- | | |
|---|---|
| { | I) 予定地が所在する日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難である。 |
| | II) 災害イエローゾーンの想定リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっている。 |

Ⅲ) 想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている。

(カ) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に配慮してください。

(キ) 事業の運営にあたっては、地域住民等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図ることが必要となるため、事前に地元への説明を行なってください。その結果、設置予定地周辺住民（自治会等）の合意書等があれば開設申出書と一緒に提出してください。地元説明にあたっては、採択されない可能性があること等を留意した上で、行なってください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告してください。

(ク) 平面図の表示については、壁芯面積とともに利用有効面積（内法面積）をカッコ書きで記入してください。廊下、階段は幅員（手すりを除く内寸）を記入してください。

また、縮尺は**200分の1を厳守**してください。（ただしA3用紙に収まらない場合は縮小すること）

※ 平面図には必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※ 市が示す「望ましい設計例」を満たすよう努めてください。

3 提出書類

(1) 開設申出書（関係書類含む）

開設申出書・記入様式等は姫路市ホームページでダウンロードできます。市ホームページで「高齢者福祉施設の整備促進事業について」と検索してください。

(2) 提出期間 ※いずれも閉庁日及び12時から13時を除く

① 開設検討調査実施期間

令和5年8月31日（木）17時まで ※例年より早いのでご注意ください

調査は兵庫県電子申請システムにて実施します。開設を検討されている方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

複数候補地がある場合は、全ての候補地分について回答し、③の事前提出までに1か所に決定してください。期限までに入力・受付ができない場合は、開設申出書を提出することができません。

兵庫県電子申請システム URL（開設検討調査用）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1689230915090>



兵庫県電子申請システム QR コード（開設検討調査用）

② 事前協議期間

令和5年8月1日（火）～令和5年10月20日（金）17時まで

書類の提出に当たっては、あらかじめ担当者と協議を行ってください。図面協議の場合は担当窓口へ図面を持参の上行ってください。なお、ご来庁の際には事前に来庁日時を予約してください。

※ 3名以内でのご来庁にご協力ください。

③ 事前提出期間

令和5年11月10日（金）17時まで

提出部数はファイルで1部とします。ただし、現在協議中の書類など、やむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとします。

事前提出がない場合は、本提出はできませんので注意してください。

④ 本提出受付期間

令和5年11月17日（金）17時まで

提出部数は正本1部＋副本2部＋CD-ROM1枚とします。

【ファイルについて】

A4用紙（図面は除く）に、提出書類一覧表の番号ごとにインデックスをつけて、1部ずつファイルに綴じてください。ファイルの表紙と背面に『令和6年度地域密着型特別養護老人ホーム等開設申出書』と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

【CD-ROMについて】

表面に『令和6年度地域密着型特別養護老人ホーム等開設申出書』と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化し、格納してください。なおフォルダ名は「**(提出書類一覧表の番号)** _ **(書類名)**」としてください。

（例）「7_決算書類」「21_事前協議状況」「26_収支計画書」など

受付後は書類の変更を認めませんので注意してください。また、追加資料等もお受けできません。

(3) 提出方法

できる限り、開設希望者（法人職員等）が姫路市役所高齢者支援課まで持参してください。その際には事前に来庁日時を予約してください。

(4) 注意事項

資料の追加や修正をお願いすることがありますので、受付期限直前は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

4 審査・選考方法

開設申出書提出後、開設予定地の現地確認を行いますので、開設希望者（法人職員等でも可）は立会いをお願いします。なお、事前に土地所有者に承諾を得ておいてください。

社会福祉法人等審査委員会が審査基準（別紙参照）に基づき、書類審査及びヒアリングを行います。ヒアリング等の日程は後日開設希望者に連絡しますが、ヒアリングには理事長及び施設長（予定者）の出席を必須とします。体調不良等によりやむを得ず参加できなかった場合は、後日、追加でヒアリングを実施することがあります。

選考結果につきましては、開設希望者に通知するほか、姫路市高齢者支援課のホームページにて公表します。（整備決定法人以外は点数のみ）

5 質問について

質問は下記の質問受付期間内に兵庫県電子申請システムにて受付します。質問のある方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。なお、締め切り後、1週間程度で回答をホームページに公開します。

※ 兵庫県電子申請システムがご利用いただけない場合は、質問受付期間内に「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

質問受付期間：令和5年7月28日（金）～8月10日（木）

兵庫県電子申請システム URL（質問受付用）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1689229393055>



兵庫県電子申請システム QR コード（質問受付用）

6 日程（予定）

日 時	内 容
令和5年7月27日（木） 13：30～14：30	説明会（オンライン開催のみ）
令和5年7月28日（金） ～8月10日（木）	質問受付（締め切り後、回答をホームページに公開） ※原則、兵庫県電子申請システムにて受付します。
令和5年8月1日（火） ～10月20日（金）	事前協議期間 ※ 図面協議は事前に来庁日時を予約してください。
～令和5年8月31日（木） 17：00（時間厳守）	開設検討調査（種別・圏域・校区記入必須） ※原則、兵庫県電子申請システムにて受付します。
～令和5年11月10日（金） 17：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）事前提出（1部）
～令和5年11月17日（金） 17：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）提出受付 ※正副3部+CD-ROM
令和5年12月中旬（予定）	開設予定地の現地確認
令和6年1月中旬（予定）	書類審査及び一次ヒアリングを実施
令和6年2月中旬（予定）	二次ヒアリングを実施 ※一次ヒアリングを通過した開設希望者のみ ※必要に応じて実施予定
令和6年2月末（予定）	選考結果発表

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、ホームページでお知らせします。

※ 選考結果発表以降の日程については、整備決定法人に対して別途事務連絡いたします。

7 補助金

(1) 補助金額（令和6年度は未確定のため、令和5年度の単価を記載）

【地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ】

（施設整備費）4,880千円/1床 → 190,320千円/39床（特養29、ショート10）

※ 認知症グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設を併設した場合は、単価を5%増額する。（千円未満切り捨て）

（開設準備経費）914千円/1床 → 35,646千円/39床

【認知症高齢者グループホーム（特養併設）】

（施設整備費）36,600千円/1施設

（開設準備経費）914千円/1床 → 16,452千円/18床

【看護小規模多機能型居宅介護事業所（特養併設）】

（施設整備費）36,600千円/1施設

（開設準備経費）914千円/1床 → 8,226千円/9床（宿泊）

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（特養併設）】

（施設整備費）6,470千円/1施設

（開設準備経費）15,300千円/1施設

【施設内保育施設（特養併設）】

（施設整備費）13,000千円/1施設

（開設準備経費）4,580千円/1施設

(2) 補助対象経費

- ・施設整備費：建設工事費・設計監理費（対象工事費の2.6%）等
- ・開設準備経費：人件費・広告宣伝費・備品購入費等

(3) 補助対象外経費（例）

- ・共通：税全般（消費税、固定資産税など）
- ・施設整備費：外構工事費、上下水道負担金など
- ・開設準備経費：介護職員の事前雇い上げ経費
施設整備費に含まれた備品（ルームエアコンやシーリング照明等）
※ 施設整備費に含まなければ開設準備経費の対象となる可能性があります。
施設の保存登記にかかる費用など

(4) 交付時期

補助金の交付は令和7年度（2か年計画の場合）です。ただし、一部補助金について

は県費補助が得られることが条件で、補助金交付内示発出まで事業に着手することはできません。補助金を活用せずに整備を行う場合は、内示発出を待つ必要はありません。

(5) 業者選定方法

施設整備費補助金の交付を希望する法人は、施工業者等の業者選定は原則、入札により行ってください。また、姫路市から指示があるまで入札公告を実施しないでください。なお設計業者選定は理事会審査等必要な手続きを経たうえで、随意契約（見積合せ・コンペ等）で行っても構いません。

8 その他

(1) 注意事項

- (ア) 虚偽その他不正な申請があった場合、選考結果を無効とすることがあります。
- (イ) 選考の結果、姫路市が求める水準を満たさない、又は合致しない際は採択に至らないことがあります。
- (ウ) 提出書類作成費、通信運搬経費等、一切の費用は全額開設申出者の負担となります。

(2) 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市 高齢者支援課 佐治、藤田
TEL079-221-2317 FAX079-221-2444
E-mail : korei@city.himeji.lg.jp

(参考) 日常生活圏域および小学校区一覧

圏域名	小学校区名
中部第一	白鷺・野里・城東・東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東 部	花田・四郷・御国野・別所・谷外・谷内
北 部	城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富・山田・船津
西 部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網 干	網干・網干西・旭陽・勝原・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・大津・南大津
飾 磨	飾磨・津田・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・的形・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・苧野・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

※ホームページに町名校区対照表を掲載しておりますので、そちらもご参考ください。

(参考) 条例等

姫路市ホームページの下部にある「条例・規則検索」から「Reiki-Base 検索システム」に入り、次の条例を確認してください。

【地域密着型特別養護老人ホーム】

- ・姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 53 号)
- ・姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 59 号)

【ショートステイ】

- ・姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 51 号)
- ・姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 52 号)